

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

プラごみ条約の行方について

読者の皆様、明けましておめでとうございます。毎月本コラムをご覧いただきありがとうございます。本年も皆様に興味を持ってお読みいただける原稿の作成に努めてまいりますので、引き続きのご愛読お願いいたします。

さて、本コラムも今回100回の区切りを迎えました。約9年間、題材探しから始まり、情報収集&整理、原稿起こし、校正という作業を繰り返し、当面の目標であった100回に到達することができました。苦労が多かった分、達成感はひとしおですが、自己満足ではなく読者の皆様にどれだけ興味を持っていただけるか、業務の参考にしていただけるかに意を用いながら、今後も内容のある原稿づくりに取り組んでまいります。

本年最初の話は、プラごみ条約交渉が難航し、合意先送りになったことを取り上げたいと思います。昨年末に、韓国釜山において政府間交渉委員会が開催されましたが、EUや島しょ国側と、産油国側の主張が折り合わず、昨年末までに合意するとした国連環境総会の決議は、果たされないこととなりました。国連の調査では、2020年に世界で発生したプラごみは2億4千万トン、このうち1億1千万トンが海などの環境中に放出されており、2050年には、海洋プラスチックの総量が、魚の量を上回るとの試算がされています。

交渉で最大の争点になったのは、こうした汚染を防止するため、プラスチック生産量を規制する方策についてでしたが、100カ国以上の推進国がある一方で、当然のことながらプラスチック原料となる原油を算出する諸国は反対をするという構図になりました。日本は、「できるだけ多くの国が参加する条約を目指す」ということで、中立という立ち位置をとっています。

確かに、プラスチック生産量は全世界で年間4億4千万トンに上るほど大量に作られています。これによって私たちの生活がどれほど便利になったのか、代替プラスチックが存在するのか、存在したとして金銭的負担が可能な範囲で

使用できるのかを考えれば、おのずとそれに頼らざるを得ないことは、明白です。

従って、まず考えるべきは、プラスチックの流出量をいかに減少させるか=的確な回収体制を構築するかであって、生産量削減がそれに優先するという思考は、間違っているというのが私の考えです。確かに、有害物質を含有するプラスチック製品などは、直ぐにでも生産禁止にする必要がありますし、代替品の使用が容易であるものは、そうしたものへの切り替えも必要でしょう。

その意味で、先に施行された「プラスチック資源循環促進法」の考え方は、正しい方向を見ていると評価できますし、そのような観点から条約交渉に「中立」という立場も理解できるところです。報道各社の記事では、日本は対策に消極的という論調も多く見られますが、生産量の削減よりも回収体制の確立が優先することは、間違っていないはずです。国として行うべきことは、プラスチック代替品の技術開発に係る財政支援や発展途上国への回収システム構築に係る支援だと考えます。